

工商総局による

「商標評審案件口頭審理弁法」の公布に関する公告

工商弁字〔2017〕65号

商標評審の利便化改革を更に促進し、評審案件の口頭審理手続を規範化するために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「商標評審規則」等の関連規定により、工商総局は「商標評審案件口頭審理弁法」を制定した。本日これを公布し、公布日より実行するものとする。

以上をもって公告する。

工商総局

2017年5月4日

商標評審案件口頭審理弁法

第一条 商標評審案件の関連事実を明らかにするために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「商標評審規則」により、本弁法を制定する。

第二条 商標評審委員会は、当事者の請求又は案件審理の求めにより、商標評審案件に対して口頭審理を行うことを決定することができる。

第三条 商標評審案件の当事者は案件の関連証拠に疑問を持ち、現場の証拠尋問を行うべきと判断した場合、商標評審委員会に対して口頭審理を請求することができる。かかる請求は書面により行い、理由を説明しなければならない。商標評審委員会は、必要であると判断した場合、口頭審理を行うことを決定することができる。

当事者が口頭審理を請求したが、案件の書面資料によって十分に案件事実を明らかにできる場合、商標評審委員会は口頭審理を実施しないことを決定することができ、かつ、評審決定、裁定書においてこれを説明しなければならない。

第四条 請求人が口頭審理を請求する場合、評審の請求を提出する際、又は遅くても被請求人の答弁書副本を受領した日から30日以内に商標評審委員会に提出しなければならない。被請求人が口頭審理を請求する場合、商標評審委員会に答弁書を提出する時点又は関連証拠材料を補足する時点と同時に提出しなければならない。

第五条 商標評審委員会は案件審理の実際の必要に応じて、職権により評審案件に対す

る口頭審理を決定することもできる。

第六条 商標評審委員会は口頭審理を決定した場合、書面にて当事者に通知し、口頭審理の期日、場所、合議体メンバー、口頭審理手続、口頭審理参加者の権利義務等の事項を告知しなければならない。

当事者は、口頭審理通知を受領した日から10日以内に商標評審委員会に口頭審理の控えを提出しなければならない。合議体メンバーの回避を請求する場合、控えを提出する時点と同時に請求し、かつその理由を説明しなければならない。

当事者は期間を過ぎても控えを提出しなかった場合、口頭審理に参加しないとみなす。関連当事者が口頭審理に参加しない場合、商標評審委員会は、欠席審理又は口頭審理の取消を決定することができる。

第七条 口頭審理に参加する各側の人員は、委託代理人を含めて2人を超えてはならない。但し、商標評審委員会の同意を得た場合を除く。

第八条 口頭審理を行う前に、商標評審委員会は、事務所、公式ウェブサイト又は新聞、定期刊行物において口頭審理案件の関連情報を公告しなければならない。

第九条 口頭審理業務は案件を取り扱う合議体が担当する。合議体は三名以上の単数により構成され、1名の合議体リーダーを設置しなければならない。

第十条 口頭審理を開始する前に、合議体は、口頭審理参加者の身分情報を確かめ、口頭審理の参加資格を確認し、かつ口頭審理の規律を宣言しなければならない。

第十一条 口頭審理は合議体リーダーが主催する。合議体リーダーが口頭審理の開始を宣言した後、口頭審理調査は以下の順により行う。

- (一) 合議体メンバーは案件の基本状況を紹介し、案件争議の主要問題を明確にする。
- (二) 請求人は評審請求を陳述する。
- (三) 被請求人は答弁する。

第十二条 当事者は、評審手続で提出した全ての証拠を口頭審理の際に提出し、相手当事者の証拠尋問を受けなければならない。

第十三条 当事者は、証拠の真実性、関連性、適法性をめぐって尋問し、証拠の証明力の有無及び強弱について質問、説明、反駁しなければならない。

尋問は以下の順により行う。

- (一) 請求人は証拠を提示し、被請求人と請求人はこれについて尋問する。
- (二) 被請求人は証拠を提示し、請求人と被請求人はこれについて尋問する。

第十四条 商標評審委員会の許可を得た場合、口頭審理において、証人を現場に呼び、証言してもらうことができる。証人は口頭審理を傍聴してはならない。証人に尋問をする際、ほかの証人は現場にいてはならない。

第十五条 合議体メンバーは、関連事実と証拠について当事者又は証人に質問し、当事者又は証人に解釈を求めることができる。必要がある場合、証人に対質してもらうことができる。

当事者は合議体の許可を得た場合、証人に質問することができる。

第十六条 口頭審理が終了する前に、合議体は請求人、被請求人という順で各側の最終意見陳述を求める。最終意見陳述後、口頭審理が終了する。

第十七条 口頭審理の過程において、関連当事者が許可を取得せずに審理から途中退出し、又は口頭審理を妨害することにより、合議体に審理から退出するよう命じられた場合、合議体は、欠席審理することができ、なお、審理から退出した事実を記録し、当事者又は合議体の署名により確認する。各当事者はいずれも口頭審理から退出した場合、口頭審理は終了する。

口頭審理の過程において、双方当事者は和解協議の合意ができた場合又は和解の意思がある場合、口頭審理は終了する。

第十八条 書記官又は合議体リーダーが指定した合議体メンバーは、口頭審理の重要事項を口頭審理の書面記録に記入しなければならない。書面記録の他に、合議体は録音、録画設備を使って記録することもできる。

口頭審理終了後、合議体は、書面記録を当事者に渡して確認してもらわなければならない。書面記録のミスについて、当事者は修正を要求する権利がある。書面記録に問題がないと確認された場合、当事者に署名してもらい、なお、ファイルに保存しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体は口頭審理の書面記録にこれを明確に記録しなければならない。

第十九条 口頭審理を行う際、商標評審委員会の許可を取得せずに傍聴、撮影、録音、録画してはならない。

第二十条 本弁法にいう「当事者」、「被請求人」は、商標不登録不服審判の中の元異議申立人を含む。

第二十一条 本弁法は公布日より実施する。

出所：

2017年5月8日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基に

ジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201705/t20170508_264337.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。